

○栃木市墓園条例施行規則

平成22年3月29日

規則第153号

改正 平成23年9月28日規則第68号

平成27年5月29日規則第40号

平成28年2月15日規則第2号

平成29年3月29日規則第18号

令和4年9月26日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市墓園条例（平成22年栃木市条例第164号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により墓所の使用承認を受けようとする者は、墓所永代使用承認申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、条例第8条第2号又は第3号に該当する者は、市長が必要と認める書面を添付しなければならない。

(平29規則18・一部改正)

(使用者の資格の特例)

第3条 条例第8条第3号の規定により市長が必要と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に土地若しくは家屋又は3親等内の親族を有する者で、市内に墓所を有しないもの。
- (2) 区画墓地の使用者で、区画墓地を返還し、合葬墓地へ焼骨、遺骨等を改葬するもの。

(令4規則25・一部改正)

(使用場所の指定)

第4条 区画墓地の使用区画（以下「使用場所」という。）は、市長があらかじめ定めた番号により指定するものとする。

2 合葬墓地において使用する位置は、市長が指定するものとする。

(令4規則25・一部改正)

(墓所永代使用承認証)

第5条 条例第4条第2項に規定する承認証は、墓所永代使用承認証（別記様式第2号。以下「使用承認証」という。）とする。

(平29規則18・一部改正)

(墓所台帳)

第6条 市長は、墓所の使用を承認したときは、墓所台帳（別記様式第3号）にこれを登録するものとする。

(平29規則18・一部改正)

(使用承認証の提示)

第7条 墓所の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、墓所の使用について、法令、条例又はこの規則の規定による申請又は届出をする場合は、その都度使用承認証を提示しなければならない。

(平29規則18・一部改正)

(記載事項の変更及び使用承認証の再交付申請)

第8条 使用者は、その氏名、本籍及び住所に変更が生じたとき、又は使用承認証を紛失し、滅失し、若しくは汚損したときは、墓所永代使用承認証記載事項変更・再交付申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(平29規則18・一部改正)

(区画墓地の使用場所の施設等の届出)

第9条 区画墓地の使用者は、使用場所に墓碑類を建立しようとするときは、墓所内工事着手届(別記様式第5号)により市長に届け出て墓所内工事承認標(別記様式第6号。以下「承認標」という。)の交付を受けなければならない。ただし、区画墓地内における作業等で市長が認めるものは、この限りでない。

2 前項の承認標は、これを作業現場に提示しなければならない。

3 第1項の工事又は作業を終了したときは、直ちに承認標を返還のうえ、市長の指定する係員の検査を受けなければならない。

(令4規則25・一部改正)

(区画墓地の施設等の制限)

第10条 条例第5条第1項の規定による制限又は条件は、別表のとおりとする。

(令4規則25・一部改正)

(埋蔵等の届出)

第11条 使用者が、焼骨の埋蔵をしようとするときは使用承認証及び火葬許可証、改葬をしようとするときは使用承認証及び墓地所在の市町村長の改葬許可証を添えて、市長にその旨を届け出なければならない。

(平29規則18・一部改正)

(区画墓地の承継使用の届出)

第12条 条例第9条第1項の規定により区画墓地の使用権を承継しようとする者は、墓所使用権承継届(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の使用承認証
- (2) 承継原因を証明する書類
- (3) 承継人の住民票の写し

(平29規則18・令4規則25・一部改正)

(区画墓地の返還の届出)

第13条 区画墓地を返還しようとする者は、墓所返還届（別記様式第8号）に使用承認証を添えて、市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、使用者は、その使用場所を原状に回復しなければならない。

(平29規則18・令4規則25・一部改正)

(永代使用料の特例)

第14条 条例第12条第1項ただし書の規定により、規則で定める永代使用料による場合は、区画墓地の利用者が、区画墓地を返還し、合葬墓地へ焼骨、遺骨等を改葬する場合とする。ただし、区画墓地の返還に当たり、10万円以上の永代使用料の還付を受けた場合を除く。

2 前項に規定する場合の合葬墓地の永代使用料は、焼骨、遺骨等1体目は無料とし、2体目からは1体につき10万円とする。

(令4規則25・追加)

(永代使用料の還付)

第15条 条例第12条第2項ただし書の規定により、永代使用料の一部を還付することができる場合は、区画墓地の利用者が使用の承認を受けた日から起算して9年以内に区画墓地を返還したときとする。ただし、未使用の区画墓地に限る。

2 永代使用料の還付の割合は、次のとおりとする。

使用承認後の期間	還付割合
1年以内	90%
1年を超え3年以内	70%
3年を超え5年以内	50%
5年を超え7年以内	30%
7年を超え9年以内	10%

3 永代使用料の還付を受けようとする者は、墓所返還届に併せて墓所永代使用料還付申請書（別記様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、還付の可否を決定して、墓所永代使用料還付決定通知書（別記様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(平29規則18・一部改正、令4規則25・旧第14条繰下・一部改正)

(管理手数料の徴収時期)

第16条 条例第13条第1項に規定する管理手数料は、毎年6月に当該年度分を徴収する。

2 年度途中で承認した場合の管理手数料は、使用承認の際、承認した日の翌月から月割により徴収する。ただし、月割計算により生ずる10円未満の端数は切り捨てる。

(平29規則18・一部改正、令4規則25・旧第15条繰下・一部改正)

(管理手数料の減免)

第 17 条 条例第 13 条第 1 項ただし書の規定により管理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、管理手数料減額（免除）申請書（別記様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、申請者に対し必要な書類の提示を求めることができる。

3 市長は、第 1 項の申請があった場合は、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定して、管理手数料減額（免除）決定通知書（別記様式第 12 号）により申請者に通知するものとする。

（令 4 規則 25・旧第 16 条繰下・一部改正）

（区画墓地の使用者の管理義務）

第 18 条 区画墓地の使用者は、常に使用場所の清掃と尊厳維持に努めなければならない。

2 前項の規定に反するような事態が発生した場合には、区画墓地の使用者は、速やかに修復その他必要な措置をとらなければならない。

（令 4 規則 25・旧第 17 条繰下・一部改正）

（補則）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（令 4 規則 25・旧第 18 条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の栃木市聖地公園条例施行規則（昭和 54 年栃木市規則第 10 号）、藤岡町墓地使用条例施行規則（昭和 46 年藤岡町規則第 27 号）又は都賀町聖地公園墓地条例施行規則（平成 2 年都賀町規則第 3 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

（西方町の編入に伴う経過措置）

3 西方町の編入の日の前日までに、編入前の西方町営墓地使用条例施行規則（平成 4 年西方村規則第 10 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

（平 23 規則 68・追加）

附 則（平成 23 年規則第 68 号）

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 2 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(栃木市墓園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

6 改正後の栃木市墓園条例施行規則の規定は、施行日以後になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについて適用し、施行日前になされた処分又は申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和4年規則第25号)

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

(平23規則68・平27規則40・令4規則25・一部改正)

1 栃木市聖地公園における施設基準

(1) 墓碑等の設置基準

ア 墓碑は、1使用場所につき1基とする。

イ 次の表の左欄に掲げる区画墓地の墓碑の形状は、同表の右欄に掲げるものとし、区画墓地には、墓碑以外設置してはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

種別	形状
区画墓地第1種、第2種、第3種、第5種、第6種、第9種	A型、B型、C型
区画墓地第7種	D型、E型、F型、G型

ウ 区画墓地第4種及び第8種の設置基準は、次によるものとする。

盛土の高さ	囲障の高さ	形象類の高さ	墓碑の高さ	樹木の高さ	
50cm以内	100cm以内	200cm以内	250cm以内	立物	300cm以内
				玉物	60cm以内

(ア) 納骨室は、地下埋設にすること。

(イ) 盛土、囲障、形象類及び墓碑の高さの基準は、地盤面からとする。

(ウ) 樹木は、立物1本、玉物2本までとし、病虫害に強く、園路、墓域の施設又は隣接区画墓地に支障を及ぼさないものでなければならない。

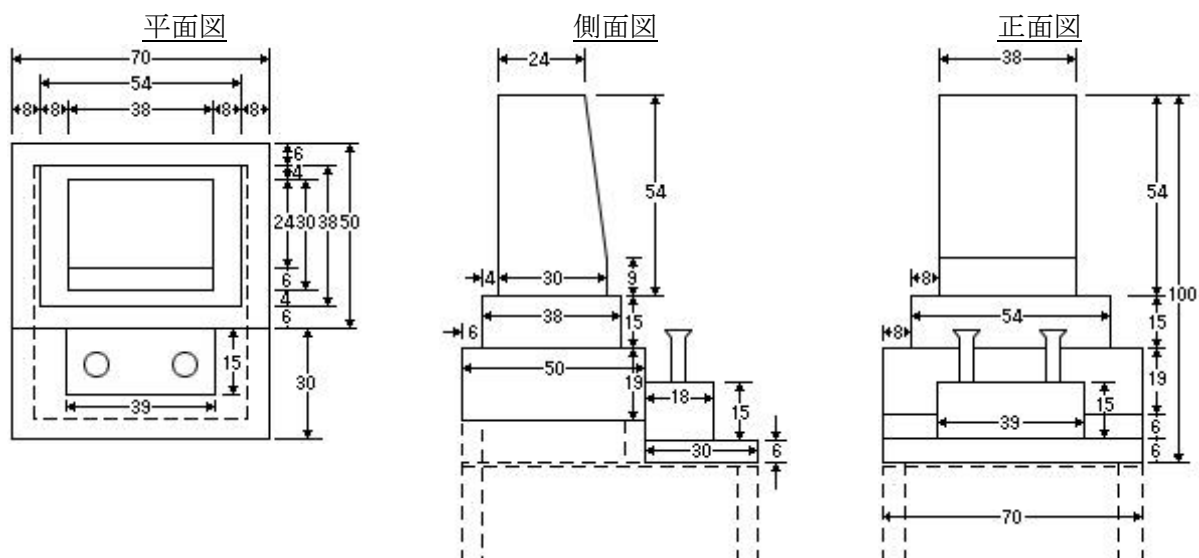
(2) 市長は、前号の規定に基づき設置しようとする施設であっても、必要があると認めるときは、区画墓地の利用者に対し、当該施設の全部又は一部について変更を求めることができる。

(3) 区画墓地の利用者は、使用場所内の囲障、形象類、墓碑及び樹木の傾倒その他他人に危険又

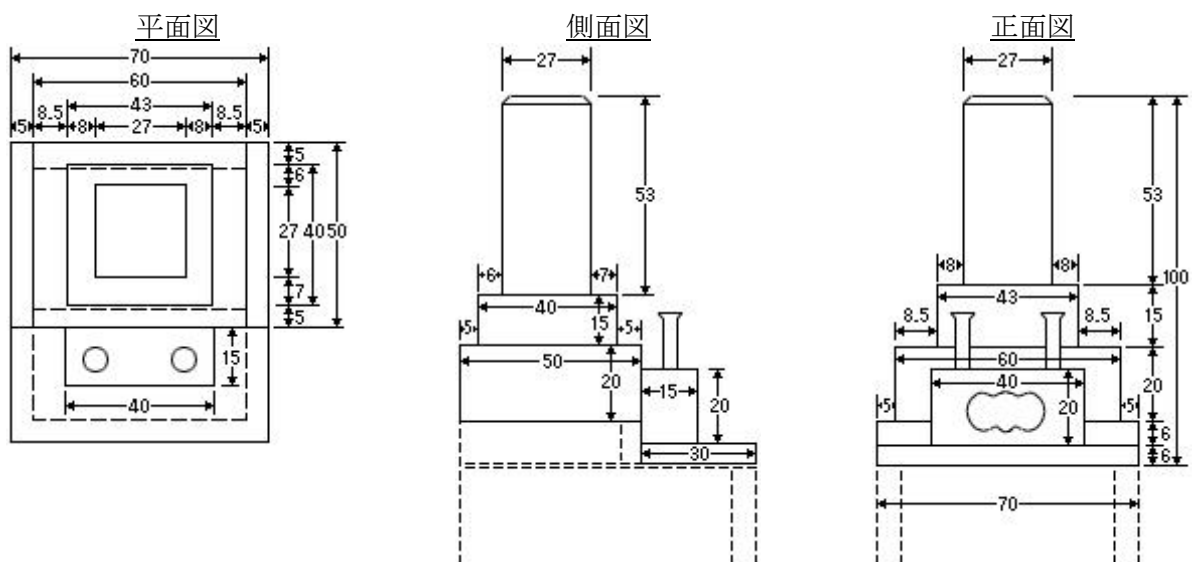
は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他の措置をしなければならない。

単位：cm

A型



B型



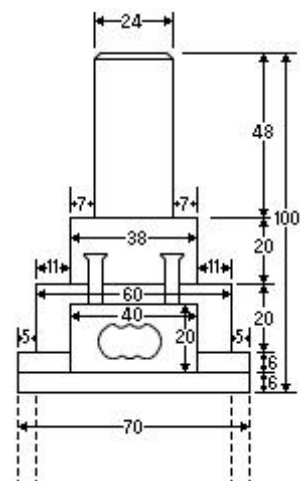
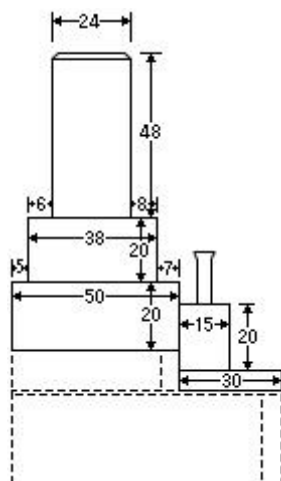
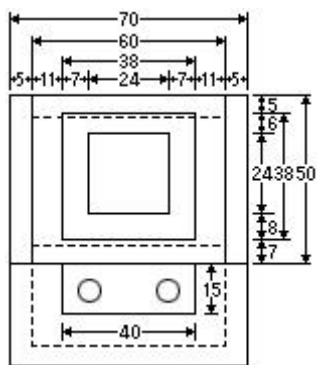
単位：cm

C型

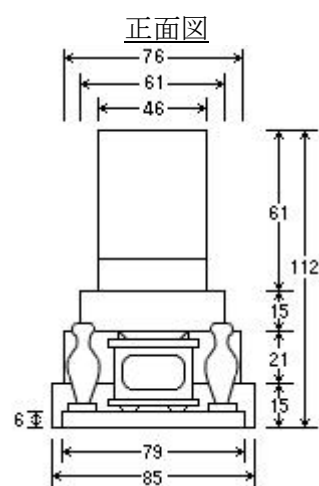
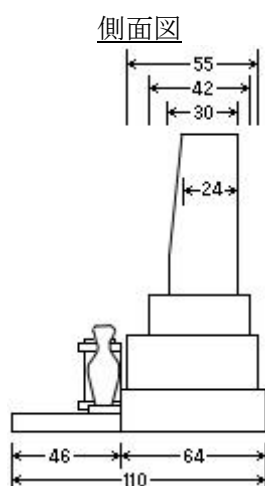
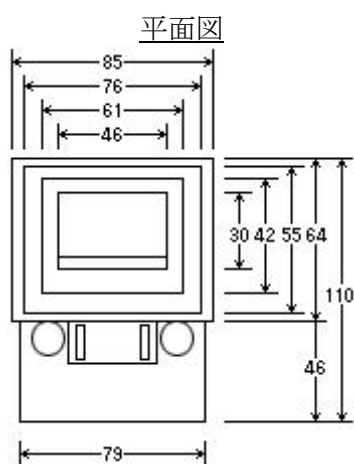
平面図

側面図

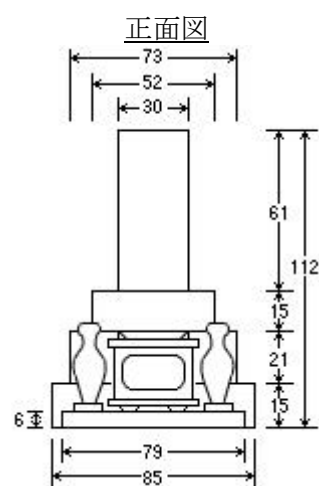
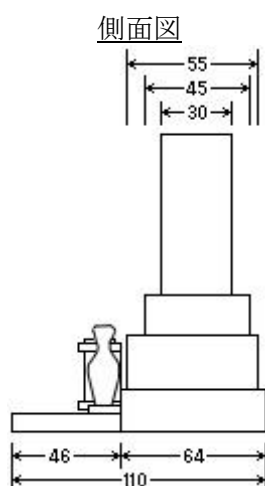
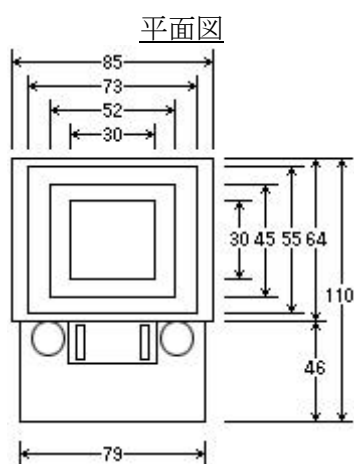
正面図



D型



E型



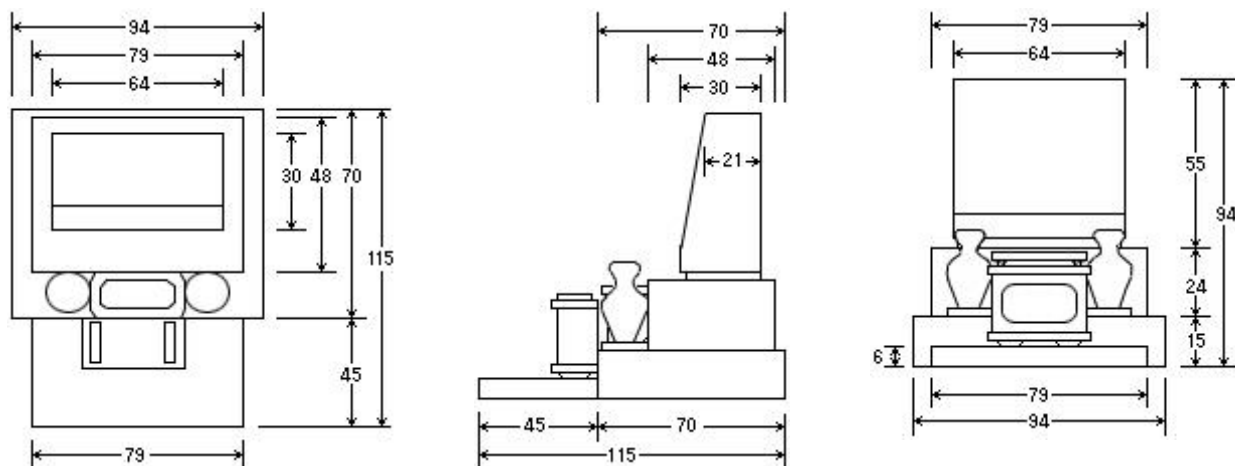
单位：cm

F型

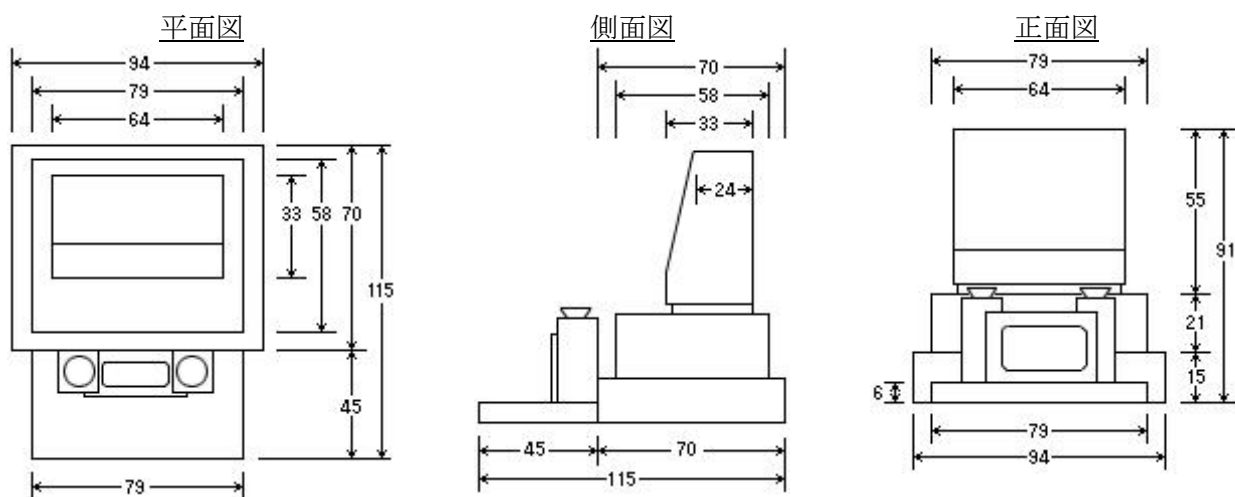
平面图

侧面图

正面图



G型



2 栃木市都賀聖地公園墓地における施設基準

(1) 墓碑等の設置基準

ア 墓碑は、1使用場所につき1基とする。

イ 次の表の左欄に掲げる区画墓地の墓碑の形状は、同表の右欄に掲げるものとし、区画墓地には、墓碑及び樹木以外は設置できない。

種別	形状
区画墓地第1種・第2種・ 第3種・第4種	A型、B型、C型

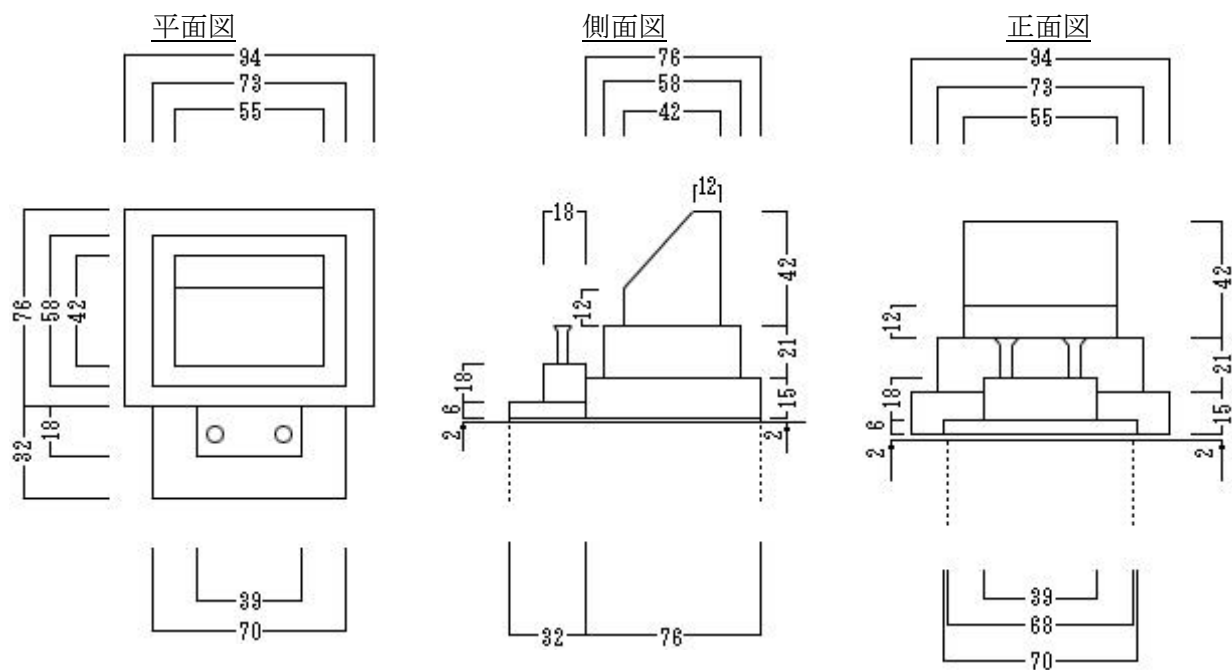
ウ 樹木は、玉物1本までとし、病虫害に強く、園路、墓域の施設又は隣接区画墓地に支障を及ぼさないものでなければならない。

エ 墓碑の高さの基準は、地盤面からとする。

(2) 市長は、前号の規定に基づき設置しようとする施設であっても、必要があると認めるときは、区画墓地の利用者に対し、当該施設の全部又は一部について変更を求めることができる。

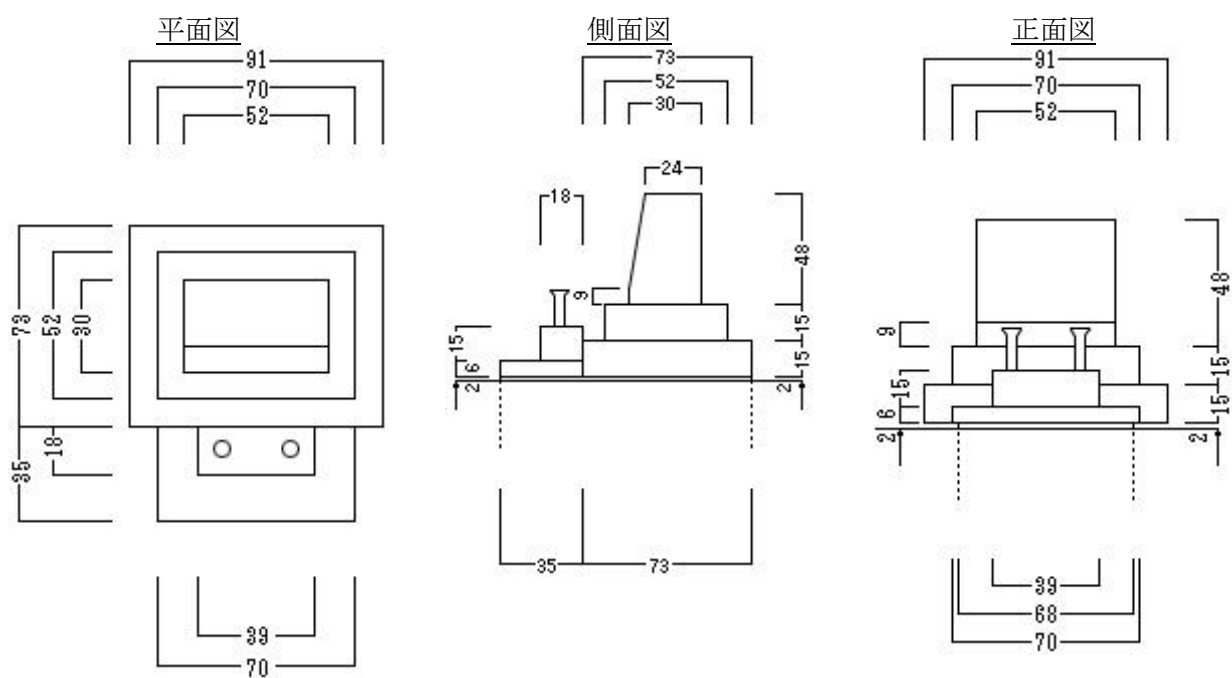
(3) 区画墓地の利用者は、使用場所内の墓碑及び樹木の傾倒その他他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他の措置をしなければならない。

A型



単位：cm

B型



C型

平面图 側面図 正面図

別記様式第1号(第2条関係)

墓 所 永 代 使 用 承 認 申 請 書			
年 月 日			
(宛先) 栃木市長			
申請者 住 所 氏 名 (自署しない場合は、記名押印してください。)			
栃木市墓園条例第4条第1項の規定により、墓所の使用の承認を受けたいので申請します。			
墓 園 名 称			
使用番号			種 別
			面 積 m ²
申 請 者	本 籍		
	住 所		
	ふ り が な	電 話 番 号	
	氏 名	世 帯 主 氏 名	
	職 業 (勤務先)		
	被埋葬者との続柄		
備 考			

別記様式第2号(第5条関係)

(表)

承認第 号			
墓 所 永 代 使 用 承 認 証			
墓 園 名 称			
使用番号		種 別	
墓所永代 使 用 料		円 面 積	m ²
使 用 者	本 籍		
	住 所		
	氏 名		
使用承認 条 件			
上記の墓所の永代使用を承認します。 年 月 日 栃木市長 印			

(裏)

被 埋 葬 者 控					
埋 葬 年 月 日	被 埋 葬 者 氏 名	死 亡 年 月 日	使用者との 続 柄	埋、改 葬 別 の	備 考
・ ・		・ ・			
・ ・		・ ・			
・ ・		・ ・			

別記様式第3号(第6条関係)

墓 所 台 帳				
墓 園 名 称				
承 認 番 号		第 号	承認年月日	年 月 日
使 用 番 号			種 別	
墓所永代使用料		円	面 積	m ²
使用者	ふりがな		職 業 (勤務先)	
	氏 名		電 話 番 号	
	本 籍			
	現 住 所			
その他連絡先		氏名	電 話 番 号	
		住所		
備 考				

被 埋 葬 者 控					
埋 葬 年 月 日	被埋葬者氏名	死 亡 年 月 日	使用者との 続 柄	埋、改葬 の 別	備 考
・ ・		・ ・			
・ ・		・ ・			
・ ・		・ ・			

別記様式第4号(第8条関係)

墓所永代使用承認証 記載事項変更 申請書 再 交 付 年 月 日 (宛先) 栃木市長 申請者 住 所 氏 名 (自署しない場合は、記名押印してください。) 栃木市墓園条例施行規則第8条の規定により墓所永代使用承認証の 記載事項変更 再 交 付 を 受けたいので、申請します。			
墓 園 名 称			
承 認 番 号	第 号	承 認 年 月 日	年 月 日
使 用 番 号		種 別	
		面 積	m ²
申 請 の 理 由			

※記載事項変更申請の場合は、記載事項変更を証明する書類を添付してください。

別記様式第5号(第9条関係)

墓 所 内 工 事 着 手 届			
年 月 日			
(宛先)栃木市長			
使用者 住 所 氏 名 (自署しない場合は、記名押印してください。)			
栃木市墓園条例施行規則第9条第1項の規定により、届け出ます。			
墓 園 名 称			
承 認 番 号	第 号	承 認 年 月 日	年 月 日
使 用 番 号	種 別		
	面 積		m ²
工 事 の 概 要			
施 工 期 間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)		
工 事 施 工 者	住所又は 所 在 地	氏名又は 会 社 名	
添 付 書 類	1 工事仕様書 2 設計書 3 図面		

別記様式第6号(第9条関係)

墓 所 内 工 事 承 認 標

承認番号

使用番号

工期 年 月 日～ 年 月 日

栃 木 市

別記様式第7号(第12条関係)

墓 所 使 用 権 承 継 届			
年 月 日			
(宛先) 栃木市長			
承継人 住 所 氏 名 (自署しない場合は、記名押印してください。) 栃木市墓園条例第9条第1項の規定により、墓所を承継使用したいので、届け出ます。			
墓 園 名 称			
承 認 番 号	第 号	承 認 年 月 日	年 月 日
使 用 番 号		種 別	
		面 積	m ²
前 使 用 者 名			
承 継 人	本 籍		
	住 所	電話番号	
	氏 名		
	職 業 (勤務先)		
承 継 事 由			
添 付 書 類	1 前使用者承認証 2 承継原因を証明する書類 3 承継人の住民票の写し		

別記様式第8号(第13条関係)

墓 所 返 還 届			
年 月 日			
(宛先) 栃木市長			
使用者 住 所 氏 名			
(自署しない場合は、記名押印してください。)			
栃木市墓園条例第9条第2項第2号の規定により、墓所を返還したいので、届け出ます。			
墓 園 名 称			
承 認 番 号	第 号	承 認 年 月 日	年 月 日
使 用 番 号	種 別		
	面 積		m ²
既納墓所永代 使 用 料	円		
現 状			
返 還 理 由			
添 付 書 類	墓所永代使用承認証		

別記様式第9号(第15条関係)

墓所永代使用料還付申請書			
年 月 日			
(宛先) 栃木市長			
申請者 住 所 氏 名 (自署しない場合は、記名押印してください。)			
栃木市墓園条例第12条第2項ただし書の規定により、既納の墓所永代使用料の還付を申請します。			
墓 園 名 称			
承 認 番 号	第 号	承 認 年 月 日	年 月 日
使 用 番 号		種 別	
		面 積	m ²
既 納 使 用 料	円		
還 付 申 請 の 理 由			
添 付 書 類			

別記様式第10号(第15条関係)

墓所永代使用料還付決定通知書 年 月 日 様 栃木市長 印 栃木市墓園条例施行規則第15条第4項の規定により、次のとおり通知します。			
墓 園 名 称			
承 認 番 号	第 号	承認年月日	年 月 日
使 用 番 号		種 別	
		面 積	m ²
使用承認後の期間		還付割合	%
既納墓所永代使用料	円	還 付 額	円
(教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から6月以内に栃木市(市長が代表者となります。)を被告として提起することができます。(決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えをすることができなくなります。)ただし、上記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に取消しの訴えをすることができます。			

別記様式第11号(第17条関係)

管理手数料減額(免除)申請書 年 月 日 (宛先) 栃木市長 申請者 住 所 氏 名 (自署しない場合は、記名押印してください。) 栃木市墓園条例施行規則第17条第1項の規定により、管理手数料の 減額 免除 を申請しま す。			
墓 園 名 称			
承 認 番 号	第 号	承認年月日	年 月 日
使 用 番 号		種 別	
		面 積	m ²
対象管理手数料	年 度		
	金 額	円	
申請の理由			

別記様式第12号(第17条関係)

管理手数料減額(免除)決定通知書 年 月 日 様 栃木市長 印 栃木市墓園条例施行規則第17条第3項の規定により、管理手数料の 減額 免除 を決定いたします。			
墓 園 名 称			
承 認 番 号	第 号	承認年月日	年 月 日
使 用 番 号		種 別	
		面 積	m ²
対象管理手数料	年 度		
	金 額		
減額又は免除 決 定 額	年 度		
	金 額		
差引納入金額	年 度		
	金 額		
(教示) 1 この決定に不服がある場合は、決定通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に栃木市長に対して審査請求をすることができます。 2 この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から6月以内に栃木市(市長が代表者となります。)を被告として提起することができます。(決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えをすることができなくなります。)ただし、上記の審査請求をしたときには、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に取消しの訴えをすることができます。			

別記様式第1号（第2条関係）

（平27規則40・平29規則18・令4規則25・一部改正）

別記様式第2号（第5条関係）

（平29規則18・令4規則25・一部改正）

別記様式第3号（第6条関係）

（平29規則18・令4規則25・一部改正）

別記様式第4号（第8条関係）

（平27規則40・平29規則18・令4規則25・一部改正）

別記様式第5号（第9条関係）

（平27規則40・平29規則18・令4規則25・一部改正）

別記様式第6号（第9条関係）

（平29規則18・一部改正）

別記様式第7号（第12条関係）

（平27規則40・平29規則18・令4規則25・一部改正）

別記様式第8号（第13条関係）

（平27規則40・平29規則18・令4規則25・一部改正）

別記様式第9号（第15条関係）

（平27規則40・平29規則18・令4規則25・一部改正）

別記様式第10号（第15条関係）

（平28規則2・平29規則18・令4規則25・一部改正）

別記様式第11号（第17条関係）

（平27規則40・平29規則18・令4規則25・一部改正）

別記様式第12号（第17条関係）

（平28規則2・平29規則18・令4規則25・一部改正）